

一日も早い生活の立て直しを

借金問題でお悩みの方を“再生させる”。これが弁護士法人 長瀬総合法律事務所の「使命」です

債務整理サイト <https://saimuseiri-nagaseSogo.jp>

当事務所では、債務整理を傾注分野とし、所属する全弁護士が債務整理を得意としています。これまで多くのご相談を承ってきた経験とノウハウを踏まえて、ご依頼者様の債務状況に合わせて、最適な手段をご提案いたします。

今月号では、債務整理の方法のうち「任意整理」とはどのようなものかをご紹介します。

◆ 法人の任意整理

法人の債務を整理する手段については、大きく分けて、**私的整理**と**法的整理**があります。

● 私的整理とは？

私的整理とは、裁判所などを通さずに、各債権者と返済方法について交渉等していくもので、経営している会社で借り入れなどが増大し、借金の返済が困難となった場合に、とりうる手段の1つです。負債をどのようにしていくかという観点で、以下の2つの手続きがあります。

① 会社の再建を図るための「再建型手続き」

会社が継続していくことを前提とした手続きです。資金繰りが厳しくなった場合に、債権者（金融債権者に限る）と個別に交渉して、月々の返済額や期間など、条件の変更をしてもらう手続きです。リスケジュール（リスケ）と呼ばれ、新しく立てた返済計画に沿った事業計画案作り、債権者に同意された返済計画を遂行することが求められます。

● 再建型私的整理のメリット

- ・ 法律上の決まりや裁判所の関与がないため、柔軟な対応が可能。
- ・ 手続きを進めている事実が公表されることはないため、会社の評判を下げずに済む。
- ・ 金融債権者（銀行や金融業者）のみを対象とすることができるため取引先等に迷惑をかけずに済む。
- ・ 一般的に民事再生等の法的再生と比較して費用が低廉で済む。

● 再建型私的整理のデメリット

- ・ 債権者に交渉を拒否される可能性があるほか、債権者が多い場合に返済計画に同意してもらえない可能性がある。
- ・ 返済計画に沿った事業計画をめぐり、経営陣の間で対立が起きる可能性がある。

② 会社をきれいにたたむ「清算型手続き」

経営状況が厳しく、事業を続けていくことができないと判断した場合に、債権者と債務者の話し合いによる合意で進める会社整理の手続きです。会社の資産を換価し、借金を減らしてもらったり、分割で支払うことで借金をすべて完済し、会社を整理します。借金がすべて完済できる場合には、廃業手続きをとれば問題ありませんが、完済できずに債務が残ってしまう場合には、法的整理の破産手続きをとる必要があります。

● 清算型私的整理のメリット

- ・ 法律上の時間制限がない。
- ・ 裁判所を通じた整理とは異なるため、少ない費用で実行できる。
- ・ 会社が主体となって、債務整理を進めることができる。

● 清算型私的整理のデメリット

- ・ 反対する債権者がいると、手続きを進めることが困難になる。
- ・ 裁判所が関与せず、法律上の決まりがないため、手続きに不透明になりやすい。
- ・ 公平性を欠くと債権者から破産の申し立てをされる可能性もある。

◆ 個人の任意整理

個人の任意整理とは、裁判所を通さずに弁護士が各債権者と返済方法について交渉し、借金の減額や今後かかる利息を原則カットしてもらうなど、月々無理のないように返済することを可能にするための手続きです。その手続きは2種類あります。

① 借金を完済している場合の手続き

借金を完済している場合には、いわゆる過払い金の返還請求手続きとなります。過払い金の返還請求とは、貸金業者に払いすぎたお金を計算し返還請求をする、任意整理手続きの一つです。

② 借金を完済していない場合の手続き

借金を完済していない場合、過払い金の返還請求が出来るものについては請求して弁済に充てるなどしながら、返済できていない債務利息の交渉等をして、全体の債務軽減を図ります。

任意整理の目安として、債務者の収入から生活費を控除した返済可能月額を基準として、36回（3年）以内に返済できるかどうかが目安となります。

● 個人の任意整理のメリット

- ・ 過払い金が発生している場合には、お金が一部返ってくる場合があります（主に完済事案に限られます。非完済事案については他の債務に対する弁済にあてる必要があるからです）。
- ・ 債権者からの厳しい催促や取立がストップし、平穏な生活が取り戻せます。
- ・ 非常に高く設定された利息を引き下げることができます。
- ・ 弁護士が債権者と交渉することで、借金の総額を減少させることができます。
- ・ 自由度が高い手続きのため、一部の債権者だけ整理するということもできます。

● 任意整理のデメリット

- ・ 消費者金融等が保有する信用情報（ブラックリスト）に載ってしまうため、5年間ほどクレジットカードを利用することができなくなります。
- ・ 自己破産や個人再生と比較すると、債務を減額させる効果があまり高くありません。

● 個人の任意整理 手続きの流れ

① 債権者へ受任通知発送

弁護士が各債権者に対し、ご依頼者様から債務整理手続きの依頼を受けたことを通知します。この通知によって、債権者からご依頼者様への請求（利息の請求など）はストップします。

② 取引履歴の開示請求

弁護士がご依頼者様の借り入れ当初からの取引履歴を各債権者から取り寄せて調査します。

③ 利息制限法による再計算、債権者との交渉

調査の結果、ご依頼者様が法律で定められた利率（15%～20%）を超える利息を払っていたことが判明した場合には、利息の再計算をした上で、債権者に対し、債務の減額と今後かかる利息を原則カットして、3年から5年を目安に完済ができるように交渉します。

④ 和解、弁済の開始

和解後、弁済を開始します。

任意整理は、返済計画の再編や減額など、無理のない返済を行うための方法ですが、なかには、複雑なケースのために、本当に任意整理で良いのかが分からず、相談することをためらってしまう方もいるかと思われます。

当事務所では、弁護士がご相談者様の状況を伺い、その方に合った最適な方法をご提案しております。相談は初回無料ですので、まずはお気軽にお問い合わせください。